

八女市建設工事中間前金払事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八女市が発注する建設工事における当該工事の材料費等に相当する額として必要な経費について、当該経費の4割を超えない範囲内で既に実施している前金払に追加して、当該経費の2割を超えない範囲の前金払(以下「中間前金払」という。)を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(要件)

第2条 中間前金払の対象となる工事については、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) その1件の請負代金額が300万円以上であること。
- (2) 既に前払金を支出していること。
- (3) 工期の2分の1を経過していること。
- (4) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (5) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(対象経費の範囲)

第3条 中間前金払の対象となる経費の範囲は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

(割合等)

第4条 中間前金払の割合は、請負代金額の10分の2以内とし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金額の10分の6を超えてはならないものとする。

第5条 債務負担行為及び継続費に係る契約で、前払金を各年度の出来高予定額に対して支払うものについては、各会計年度の年割額に対応する出来高予定額を対象として中間前金払をすることができるものとする。

(部分払との併用)

第6条 中間前金払は、部分払と併用できないものとする。ただし、2年度以上にまたがる契約にあっては、各会計年度末における部分払はできるものとする。

(認定方法)

第7条 中間前金払の認定については、中間前金払の請求をするため、認定を受けようとする受注者から、認定請求書（様式第1号）及び工事履行報告書（別紙）を市長へ提出させるものとする。

2 市長は、受注者から中間前金払に係る認定の請求があったときは、当該建設工事の監督員に、第2条に規定する要件を満たしているかの調査をさせるものとする。この場合において、監督員は、申請書等の内容に疑義があるときは、資料その他必要と認める書類の提出を求めることができる。

3 市長は、前項の規定により監督員に調査を行わせた結果、適当と認めるときは、認定調書（様式第2号）により受注者へ通知するものとする。

（認定及び支払の期間）

第8条 中間前金払に係る認定の請求があった場合は、当該認定に当たって、受注者が提出する資料に内容の不備若しくは提出の遅滞があったとき又は特別な事情があるときを除き、当該請求を受けた日から7日以内に認定結果の通知を行うものとする。

2 中間前金払の支払請求があった場合は、当該支払請求を受けた日から14日以内に当該支払を行うものとする。

（保証証書）

第9条 受注者から中間前金払についての請求を受ける場合は、工期末（第5条の規定により中間前金払を行う場合は、最終の会計年度以外の会計年度については、各会計年度末）を保証期限とする保証事業会社の保証証書を請求書と併せて提出させるものとする。

（補則）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（実施期日）

1 この要領は、平成25年11月27日以降に契約締結する案件から実施する。

（経過措置）

2 前項の規定にかかわらず、平成25年3月8日からこの要領の実施の日の前日までの間において、既に契約を締結している工事のうち、この要領により中間前金払の対象となるものについては、受注者から中間前金払を希望する旨の申し出があったときに契約変更を行うことにより中間前金払をすることができるものとする。

中間前金払に関する手続きの流れ

市	受理 →	調査	認定調書			受理 →	支払
申請者	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px;">認定請求書</div> <small>(様式第1号)</small> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px;">工事履行報告書</div> <small>(別紙)</small>		受理	保証申込	受理	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px;">請求書</div>	受領
保証事業会社				受理	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px;">保証証書</div>		
備考	<p>【対象工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1件の請負代金額が300万円以上であること。 ・既に前払金の支払を受けていること。 ・工期の2分の1を経過していること。 ・工程表により2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該建設工事に係る作業が行われていること。 ・既に行われた当該建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1に相当するものであること。 ・当該工事について、保証事業会社と中間前払金に係る保証契約が締結されていること。 <p>【対象経費】</p> <p>材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費</p>	<p>【割合及び支払限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請負代金額の10分の2以内 ・前払金との合計額が10分の6を超えてはならない。 <p>【認定の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監督員による調査。疑義があるときは、関係資料の提出を求めることができる。 	<p>【通知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監督員の調査の結果、適当と認めるときは、認定調書を申請者に通知する。 ・通知は、申請書等、資料その他必要と認める書類の内容の不備若しくは提出の遅滞があったとき、又は特別の事情があるときを除き、申請書等を受領した日から7日以内に行う。 		<p>【請求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者は、保証証書を添付し、中間前払金の請求を行う。 	<p>【支払】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求書を受領した日から14日以内に中間前払金を支払わなければならない。 	